

遺贈の窓口



伝えたい、
託したい、
大切なことだから...



内閣総理大臣認定
公益財団法人

公益推進協会

「遺贈の窓口」とは

人はそれぞれに、
自分だけの時間を歩み、人生を築いていきます。
その歩みの中で生まれた「残したい想い」は、
本来、静かに未来へと受け継がれていくべきものです。

ところが、相続人がいない場合や相続放棄があった場合、
残された財産の多くは行き場を失い、
いまや年間1200億円以上のお金が国庫へと吸収されています。

——もし、その財産が、あなたの“願い”を未来へ届ける力になるとしたら？

そのための方法が、「遺贈」という選択です。
遺言書に一行、その想いを記すだけで、
ご自身が生きてこられた証を、
社会を良くする力として活かすことができます。
法定相続の枠に縛られることなく、
「自分は、未来に何を託したいのか」を形にできるのです。

当財団では、寄付者様の遺志によってお預かりした財産をもとに、
あなただけの専用基金「マイ基金」を設立できます。
基金に寄付者様のお名前を冠し、その想いを永く語り継ぐことも可能です。
その基金は、あなたが関心を寄せてこられた地域や分野に届けられ、
公益活動を行う団体への助成として活かされます。

あなたの想いは、静かに、しかし確かに、
未来の誰かの支えとなるのです。
——人生の終わりに残るのは、財産そのものではなく、
「どんな未来を望むか」という想いです。
その想いを未来へ託すお手伝いをするのが、私たちの役目です。

「遺贈の窓口」だけの3大メリット

1. 他の人の寄付と一緒にならない自己専用の基金！

遺産は、自己専用の基金（「マイ基金」）として管理されるため、他の方の基金と一緒にになることはありません。このため、ご希望にあわせた形態での助成が行えます。例えば、自分の母校の卒業生の奨学金にすることや、運用して長期間にわたって助成すること、複数の分野へ広範囲に助成すること、自分の名前を付けた賞を出すことなども可能です。

2. 遺産は金銭以外でもOK！ 売却しないで管理することもできます！

金銭以外の、不動産、株、美術品で受け入れることも可能です。

これらを売却して現金化し助成することはもちろん、売却せずに非営利団体に使用させたり、テナント物件の賃料を助成することも可能です。

3. 助成金の使途が、きちんと分かります！

「寄付して終わり」ではなく、助成したお金が「何にいくら使われたのか」、助成先から事業や収支の報告を徴収し、あなたの想いがどのように活用されたのか、あなたの代わりにチェックします。

公益財団法人公益推進協会では、遺贈のお申込みをいただいた方々へ、定期的にニュースレターをお届けし、当財団の活動状況をご報告しております。

また、活動の一環として、各種イベントへのご案内や交流の機会もご提供しております。

そのため、遺贈のお申込みをいただいた後も、寄付者様とのつながりが途切れることはございません。

私たちは、寄付者様の想いを大切にしながら、継続して歩みをともにしてまいります。

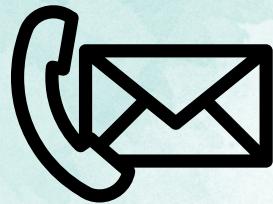
遺贈による寄付の方法とお手続きの流れ

当財団へのご連絡

お気軽にお問い合わせください。
どのようなマイ基金にするのか、よ
り良い方法を提案し、事前に相談し
ながら決めることができます。

ステップ

01



ステップ

02

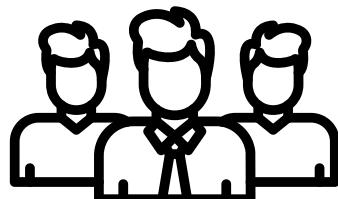


遺言書のご作成

ご意思をかなえるための遺言書をご用意いただきます。当財団では、「公正証書遺言」をお勧めしており、作成のお手伝いも可能です。
※詳しくは、P6で解説します。

ステップ

03



遺言執行

ご逝去の通知により、遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行います。
当財団は、遺言執行者から連絡を受け、遅滞なく遺贈された財産を受領し
ます。



ステップ

04

基金の設立

あらかじめ決めていただいた基金名
にて基金を設立いたします。そして、
遺贈によって受領した財産は、
専用基金（「マイ基金」）として管
理いたします。

基金の管理・助成

遺言書に基づき、基金の広報、助成
先の募集、受付、調査、選考、報告
徴収など、すべての関連手続きを当
財団にて行い、助成金の交付を行
います。
なお、助成財団の選定は当財団の選
考委員会及び常任理事会で決定し、
一連の報告を内閣府に提出します。

ステップ

05



基金のほんの一例



自分の持っている美術品コレクションと財産を使って、多くの人々に現代アートの素晴らしさを伝えたい！

»»» 「タグチ現代芸術基金」



父と母への感謝の気持ちと苦学生の就学支援を目的に奨学金を給付したい！

「一郎&ミツエ奨学金」

«««



保健所で処分される前の動物を引き取って里親を探す草の根の団体を応援したい！

»»» 「JM動物愛護基金」



ギタリストだった自分の志を後世に伝え、若手演奏家の育成を支援したい！

「渡辺綾子基金」

«««

公益財団法人公益推進協会は、日本一の基金の数を誇る実績があります。

これまで多様な基金や奨学金づくりをお手伝いしてまいりました。

「こんな支援をしてみたい」「こんな分野の力になりたい」

——どんなイメージでも、まずはご相談ください。

寄付者様の想いに寄り添い、できる限りご希望に沿ったかたちをご提案いたします。

ただし、特定の団体にのみ助成する基金や、営利団体を対象とするもの、ご家族など寄付者様と密接な関係にある方が役員を務める団体を対象とした基金など、公平性の

観点から設立をお受けできない場合がございます。

遺言書にまつわるポイント

公正証書遺言

一般的に、遺言書には「公正証書遺言」や「自筆証書遺言」があります。

その中で、遺贈寄付をご検討いただく場合には、2人以上の証人の立ち会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」をお勧めいたします。詳しくは公証役場または日本公証役場連合会のホームページをご覧ください。

遺言執行人とは

遺言執行人とは、財産の引渡しや登記など複雑な手続きを行う立場の方を指します。不動産や有価証券などの寄付については、専門知識をもった遺言執行人に、その財産を現金化してもらうように遺言で指示することもできます。

そして、当財団としては遺言書の中で「遺言執行人」をご指定いただくことをお勧めしております。専門家（弁護士、司法書士、行政書士、税理士など）や信託銀行などを選ばれる方が多いようですが、当財団所属の弁護士等を紹介することも可能です。

遺留分

民法には、相続人に最低限の遺産取得を保証する「遺留分制度」があります。遺贈をご検討の際には、遺留分権利者にご留意いただく必要がございます。

詳しくは、当財団または専門家をお尋ねください。

●● 権利者と遺留分 ●●

権利者が配偶者のみの場合	遺留分は配偶者に1/2
権利者が配偶者と子の場合	遺留分は配偶者1/4 子(全員)で1/4
権利者が子のみの場合	遺留分は子(全員)に1/2
権利者が配偶者と兄弟姉妹の場合	遺留分は配偶者1/2 兄弟姉妹なし
権利者が親のみの場合	遺留分は親に1/3
権利者が兄弟姉妹のみの場合	遺留分なし

遺言書の書き方（遺贈による寄付）

遺贈する財産の寄付方法については、遺言書の中でできるだけ具体的にお書きください。後々、処理が迅速に進みます。次の記載例をご参考にしてください。

例1 全ての財産（または一定割合）を寄附する場合

すべての財産（または、財産の半分など一定割合）を公益財団法人公益推進協会に寄附し、遺言の執行時に発生する税や遺言執行費用などを公益財団法人公益推進協会に負担させる場合は下記の書き方を参考にしてください。

第〇条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産（または財産の2分の1など）を公益財団法人公益推進協会（住所 東京都港区新橋6丁目7番9号 新橋アイランドビル2階）に包括して遺贈する。なお、財産の換価に要する実費、遺言者の借入金、入院費用、葬儀費用、未払い租税公課およびその他一切の債務、遺言執行に要する費用、遺言執行者の報酬等は遺贈された財産の中から公益財団法人公益推進協会が負担するものとする。また遺言執行者は、換価困難な財産については無償で処分できるものとする。（中略）

見本1 動物介護団体等を寄付先にしたい場合の付言記載例

（付言）自分の財産は基本的に社会貢献活動に使って欲しいと思います。特に、私は動物がとても好きなので、動物が虐待されたり、殺処分になったりするのがとても心苦しいです。そこで、主に野良犬や野良猫の保護、里親探し、不妊治療などを行っている団体を応援したいと思います。具体的には包括遺贈先である公益財団法人公益推進協会にて、本遺言公正証書第〇条の負担を履行後の遺贈財産で、自分の名前のついた「〇川〇男基金」を作り、同法人の寄付金取扱規程に従い、前記に属する団体等に対して助成を行っていただくようにお願いしたいと思います。

見本2 乳児院などの児童福祉施設を寄付先にしたい場合の付言記載例

（付言）自分の財産は基本的に社会貢献活動に使いたいと思い、私の全ての財産を公益財団法人公益推進協会に寄附し、同財団の管理する「マイ基金」の設立に充ててください。そして、主に乳児院や養護施設等が行う「児童福祉」分野に絞って使っていただければと思います。この遺言第2条にある負担を同財団に履行していただいた後、残った財産で私の名前のついた「〇木〇子基金」を作り、同財団の寄付金取扱規程に従い、前記の分野に属する団体や個人に対して助成を行っていただくようにお願いします。

例2 特定の財産を寄附して基金を作る場合

すべての財産ではなく、特定の財産（「○○の土地」とか「○○会社株券○○、「財産の半分」などといふ一定割合）を公益財団法人公益推進協会に寄附して基金を作る場合は下記の書き方を参考にしてください。

第○条 遺言者は、遺言者の所有する次の土地・建物及び遺言者名義の預貯金、金融商品を、公益財団法人公益推進協会（住所 東京都港区新橋6丁目7番9号 新橋アイランドビル2階）に「○○美術館運営基金」として遺贈する。なお、その遺贈に伴って発生する税については遺贈された財産の中から 公益財団法人公益推進協会が負担するものとする。

記

1. 土地建物の表示

(1) 土地	所在	○○○○ ○○○
	地番	○○○○ ○○○
	地目	○○○○ ○○○
	地積	○○○○ ○○○
(2) 建物	所在	○○○○ ○○○
	家屋番号	○○○○ ○○○
	種類	○○○○ ○○○
	構造	○○○○ ○○○
	床面積	○○○○ ○○○

2. 預貯金・金融商品・美術品等預入機関の表示

- (1) ○○信託銀行○○支店
- (2) ○○銀行○○支店
- (3) ○○郵便局○○支店
- (4) ○○証券○○支店に保管する○○株式会社・株券○○株
- (5) ○○倉庫に保管する美術品 ○○作品 ○○○点
- (6)

（付言）...中略...

また、私はこれまで、○○に関する美術品等の研究及び収集をしてきました。

これを後世に遺し、美術の普及を図るために、公益財団法人公益推進協会に上記の財産を寄附し、同法人の寄付金取扱規程に従い、「○○美術館運営基金」を作り、広く一般市民に○○の作品を公開できるような美術展示をしてください。

遺贈による基金 Q&A

～よくある質問～

いくらから基金は作れますか？お金以外でもよいですか？

遺贈による基金を設ける場合、原則として寄付額に制限はありません。遺贈による基金は1億円を超えるものから数百万円まで様々です。また、不動産や有価証券、美術品等の遺贈も可能です。ただし、包括遺贈の場合、遺贈財産のトータルでマイナスになるような遺産（負債や処分不能の山林などが資産よりも多い場合）はお受けできません。

基金の名称はどんな名前が使えますか？会社の名前でもよいですか？

基金には、ご自分や関係者の名前、助成目的など自由に名称が付けられます。もちろん、会社の名前で作ることも可能です。また、イニシャルや匿名にすることもでき、基金名も寄付者名も匿名にしたり、寄付者名だけ匿名にすることも可能です。

遺産には不動産も株も含まれますが、どこかで税金がかかると聞きましたが？

不動産や株式等の遺贈で、購入した時よりも値上がりしている場合、原則としてその含み益部分について譲渡所得税の申告が必要です。このような含み益への課税を「みなし譲渡課税」といいます。すべての財産を遺贈する「包括遺贈」であれば、寄付を受けた包括受遺者（公益推進協会）が納税義務者になりますが、遺産を限定する「特定遺贈」の場合は相続人がみなし譲渡に係る税金を払います。相続人からすれば、不動産等を被相続人の意思で法人に遺贈することは許容できても、その分の税金まで負担するとなれば許容できないケースもあり、トラブルに発展する可能性も高くなります。そこで、不動産などが財産に含まれ、相続人に遺留分（兄弟等）がない場合は包括遺贈をお勧めしております。

基金の管理、公募、受付、調査、選考、公表、報告等の費用はいくらですか？

永続（運用）型基金は、証券会社のファンドラップや社債など、できるだけ安全かつ有利な運用を行っていますが、期間（使い切り）型基金は運用せず残高が0円になるまで助成します。なお、他の社会貢献分野への助成や基金を管理し運営する事務作業経費として、遺贈された寄付金から管理費等を徴収します。永続（運用）型の場合は、毎年一定額を、期間（使い切り）型の場合は原則遺贈総額の7%相当額をそれらの費用に充てさせていただきます。助成のための財源は、この必要経費を除いた額になります。

基金を助成するための募集や選定は誰がするのですか？

助成団体の広報、募集、受付、調査、選考、報告徴収、関連手続き等は、すべて当財団で行います。また、助成団体の選考は、事務局で受け付けた後、助成金選考委員会で審議し、当財団の常任理事会で決定し、すべての報告は内閣府に提出します。

遺贈（寄付）申込書 年 月 日

私は死後、公益財団法人公益推進協会に下記の財産を基金設立のために寄付いたします。
なお、貴法人寄付金取扱規程に従い、所定の法人運営経費（法人会計への寄付）を控除することを認めます。

申込人情報

（フリガナ）

氏名：

印

（団体の場合は団体名称と代表者の肩書と氏名もご記入ください）

全財産を寄付 特定の財産を寄付（ ）

生年月日： 年 月 日 性別： 男性 女性 電話番号：

現住所： 〒 —

E-mail @ FAX番号：

※緊急連絡先（死亡時の通知人又は連絡してほしい人）

お名前：

住所：

電話番号： E-mail @

申込人との関係： この人から連絡が来ます この人に連絡してほしい

基金の内容（自分の財産で作る基金のこと）

基金の名称：

（匿名基金の場合は記入不要です）

基金の使用方法 期間型（1回又は数回、数年に分けて助成して使い切ってください）
永続型（運用して運用後の利子や配当のみを助成してください）

基金の助成先（下記の助成先に助成してください。）

一般寄付（助成先はすべて財団に一任します）

奨学金

分野指定（助成分野： ）

地域指定（助成地域： ）

その他（ ）

貴財団の管理運営（法人会計）のために使用してください。

基金に寄せるあなたの思いや希望をご記入ください。（目的や背景等）

内閣総理大臣認定 公益財団法人 公益推進協会

事務センター〒 162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

TEL：03-6457-5801 FAX：03-6457-5839

MEMO

法人概要

公益財団法人公益推進協会では、お子さまのいない方の遺贈の際、家の片づけや葬儀、納骨など、死後の事務や手続きについてもご相談をお受けしております。遺贈に関するご相談や、遺言信託、遺言書作成等についてお気軽に公益財団法人公益推進協会にお尋ね下さい。遺贈をする、しないに関わらず、弁護士や司法書士など遺贈に関する専門家のアドバイスを受けることができます。

沿革

2010年 8月	一般財団法人公益推進協会設立（本部事務局：新宿区西新宿）
2011年 11月	内閣総理大臣より公益認定を受け公益財団法人公益推進協会に名称変更
2011年 12月	本部事務局を港区新橋へ移転
2014年 1月	内閣総理大臣より税額控除対象団体の認定を受ける
2019年 4月	関西支部を開設（大阪市中央区）
2020年 1月	九州支部を開設（福岡市博多区）
2022年 4月	関西支部を大阪市西淀川区へ移転
2023年 5月	東海支部を開設（名古屋市中村区）
2026年 1月	公益事業の拠点となる事務センターを開設（新宿区市谷船河原町）

組織

評議員長	寺村信行（元国税庁長官）
代表理事	福島達也（元田園調布学園大学教員・行政書士）
理事	松川邦之（弁護士）
監事	中谷智明（司法書士）
評議員	中村元彦（千葉商科大学大学院教授・公認会計士・税理士） 大内 智（税理士） 奥田規之（弁理士） 中村恭章（社会保険労務士・行政書士） 近藤元嗣（行政書士） 堀之内卓（社会保険労務士・行政書士）



内閣総理大臣認定 公益財団法人 公益推進協会

URL : www.kosuikyo.com Mail : info@kosuikyo.com

事務センター 〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

TEL : 03-6457-5801

FAX : 03-6457-5839 E-mail : info@kosuikyo.com

本部：東京都港区新橋 支部：関西支部 九州支部 東海支部

[https://kosuikyo.com/](http://www.kosuikyo.com)

